

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)
住田遠野風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告について

平成27年7月10日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)住田遠野風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県遠野市及び気仙郡住田町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価方法書受理	平成27年 2月 6日
住民等意見の概要受理	平成27年 4月 6日
岩手県知事意見受理	平成27年 7月 2日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 住田遠野
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

- 1 水環境については、土砂の流出シミュレーション等を含めた詳細な調査、予測及び評価を行い、土砂の流出を最小限に抑えること等により、周辺の水生生物等への影響を回避又は低減するとともに、周辺の水道水源及び井戸水への影響についても調査、予測及び評価を行い、飲用への影響を回避すること。
- 2 景観については、周辺の施設、住宅への影響や工事が景観に及ぼす影響も含めた調査、予測及び評価を行うとともに、景観法及び地元自治体の条例に定める基準等へ適合させること。